

要綱案のたたき台（第1稿）

第1 特別養子縁組の成立に係る規律の見直し

民法第817条の2，民法第817条の6及び第817条の7並びに家事事件手続法第164条の規律を，次のように改めるものとする。

1 縁組予定者とする処分の審判**(1) 民法の規律の見直し**

ア 家庭裁判所は，次に掲げる場合において，実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下「特別養子縁組」という。）を成立させることがその子の利益のため特に必要があると認めるときは，その子との特別養子縁組を希望する者（以下「縁組希望者」という。）の請求により（注），その子を，特別養子縁組（父母が養親となる者を特定して特別養子縁組の成立に同意した場合には，その者との縁組に限る。）が予定されている者（以下「縁組予定者」という。）とすることができる。ただし，その子の出生の日から2か月を経過するまでの間は，この限りでない。

(ア) 父母による虐待，悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由があるとき。

(イ) 父母による子の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において，その父母が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

a その父母が，縁組予定者となる子について，養親となる者を特定して，又は特定しないで特別養子縁組の成立に同意しているとき。

b その父母がその意思を表示することができないとき。

イ 縁組希望者が上記アの請求をするときは，上記アの請求は，後記2(1)アの請求と同時にしなければならない。

ウ 子が縁組予定者となった日から6か月を経過するまでの間は，縁組予定者の親権者（第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方及び上記アの請求をした者を除く。後記2(1)ウにおいて同じ。）は，縁組予定者に対して親権を行うことができない。

エ 縁組予定者となる者の父母が，上記アの請求に係る手続において，縁組予定者となる者の出生の日から2か月を経過した後に，後記(2)エの定めるところにより上記ア(イ) aの同意をした場合には，その同意は，同意の日から2週間を経過したときは撤回することができない。

(注) この審判については、児童相談所長も申し立てることができる旨の規律を児童福祉法に設ける。

(2) 家事事件手続法の規律の見直し

ア 前記(1)アの請求に係る審判事件（以下「縁組予定者とする処分の審判事件」という。）(注)は、申立人又は縁組予定者となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

イ 第118条の規定は、縁組予定者とする処分の審判事件における申立人並びに縁組予定者となるべき者及びその父母について準用する。

ウ 家庭裁判所は、縁組予定者とする処分の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、(イ)に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

(ア) 縁組予定者となるべき者（15歳以上のものに限る。）

(イ) 縁組予定者となるべき者の父母

(ウ) 縁組予定者となるべき者に対し親権を行う者((イ)に掲げる者を除く。)及び縁組予定者となるべき者の未成年後見人

(エ) 縁組予定者となるべき者の父母に対し親権を行う者及び縁組予定者となるべき者の父母の後見人

エ 前記(1)エの父母の同意は、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出して、又は審問の期日において、しなければならない。

オ 家庭裁判所は、縁組予定者とする処分の申立てを却下する審判をする場合には、縁組予定者となるべき者に対し親権を行う者及び縁組予定者となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならない。

カ 縁組予定者とする処分の審判は、第74条第1項に規定する者のほか、上記ウ(ウ)及び(エ)に掲げる者に告知しなければならない。

キ 縁組予定者とする処分の審判は、縁組予定者となるべき者の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認められる場合には、その者に告知することを要しない。

ク 家庭裁判所は、縁組予定者とする処分の審判をする場合において、縁組予定者となるべき者の父母が知れないときは、縁組予定者となるべき者の父母、縁組予定者となるべき者の父母に対し親権を行う者及び縁組予定者となるべき者の父母の後見人の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しない。

ケ 次に掲げる審判に対しては、次に定める者は、即時抗告をすることができる。

(ア) 縁組予定者とする処分の審判 縁組予定者となるべき者、縁組予定者となるべき者の父母、縁組予定者となるべき者に対し親権を行

う者で縁組予定者となるべき者の父母でないもの、縁組予定者となるべき者の未成年後見人、縁組予定者となるべき者の父母に対し親権を行う者及び縁組予定者となるべき者の父母の後見人

(イ) 縁組予定者とする処分の申立てを却下する審判 申立人

コ 縁組予定者となるべき者による縁組予定者とする処分の審判に対する即時抗告の期間は、縁組予定者となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

(注) この審判事件については、児童相談所長が家庭裁判所の許可なく参加することができる旨の規律を児童福祉法に設ける。

2 特別養子縁組の成立の審判

(1) 民法の規律の見直し

ア 家庭裁判所は、養親となる者と特別養子縁組をすることが縁組予定者の利益のため特に必要があると認めるときは、養親となる者の請求により、特別養子縁組を成立させることができる。

イ 上記アの請求は、養子となる者が縁組予定者となった日から6か月を経過するまでにしなければならない。

ウ 上記アの請求があった場合には、前記1(1)ウの期間を経過した後も、その請求に係る手続が終了するまでの間は、縁組予定者の親権者は、縁組予定者に対して親権を行うことができない。

エ 上記アの請求をするには、第794条又は第798条の許可を得ることを要しない。

(2) 家事事件手続法の規律の見直し

ア 前記(1)アの請求に係る審判事件（以下「特別養子縁組の成立の審判事件」という。）は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

イ 第42条第1項の規定にかかわらず、養子となるべき者の父母（民法第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方を除く。）は、特別養子縁組の成立の審判事件の手続に参加することができない。

ウ 第118条の規定は、特別養子縁組の成立の審判事件（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における養親となるべき者並びに養子となるべき者及びその父母（民法第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方に限る。）について準用する。

エ 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判をする場合には、養子となるべき者（15歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。

オ 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の

程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が15歳以上の場合には、この限りでない。

カ 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の父母に告知することを要しない。ただし、住所又は居所が知れている父母に対しては、審判の主文及び年月日を通知しなければならない。

キ 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判を、縁組予定者とする処分の審判と同時にすることができる。この場合において、特別養子縁組の成立の審判は、縁組予定者とする処分の審判が確定する日までは確定しないものとする。

ク 特別養子縁組の成立の審判を縁組予定者とする処分の審判と同時にした場合において、縁組予定者とする処分の審判が取り消されたとき又は申立人が縁組予定者とする処分の申立てを取り下げたときは、家庭裁判所は、職権で特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

ケ 次に掲げる審判に対しては、次に定める者は、即時抗告をすることができる。

(ア) 特別養子縁組の成立の審判 養子となるべき者

(イ) 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判 申立人

コ 養子となるべき者による特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。ただし、養子となるべき者が15歳以上の場合には、この限りでない。

第2 養子となる者の年齢要件等の見直し

民法第817条の5の規律を、次のように改めるものとする。

- 1 前記第1・2(1)アの請求（特別養子縁組成立の審判の申立て）の時に15歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その申立ての時に18歳未満の者であって、その者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合には、この限りでない。
- 2 家庭裁判所は、養子となる者が15歳に達している場合において、養子となる者が反対の意思を表示しているときは、特別養子縁組を成立させることができない。

以 上